

市町村・都道府県における 高齢者虐待への対応と養護者支援について

本資料は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に基づき、平成 18 年 4 月に作成された「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」のマニュアルを、平成 29 年度までの各自治体における高齢者虐待への取組状況その他の制度運用状況を踏まえつつ、内容の追補・充実を図り、より適切な対応の促進に資するマニュアルとして改訂を行ったものです。

平成 30 年 3 月
厚生労働省 老健局

はじめに

高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「法」という。）が平成 18 年 4 月に施行されてから、10 年以上が経過しました。

自治体における高齢者虐待防止に関する体制整備が進んできているものの、高齢者虐待は依然として増加傾向にあります。

高齢者虐待はあってはならないことであり、厚生労働省としては、高齢者の尊厳を守るため、都道府県や市町村等に対する支援等を通じ、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

法施行時の平成 18 年 4 月に、国の高齢者虐待防止マニュアルである「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」を作成し、各市町村及び都道府県において最低限必要となる業務を挙げるとともに、業務を行うにあたっての留意点を整理しましたが、より適切な対応を促進する観点から、法施行後の各自治体における高齢者虐待への取組状況その他の制度の運用状況を踏まえ、今般、資料の内容の追補、充実を行い、マニュアルを改訂することとしました。

このマニュアルが高齢者の安全確保と養護者の方々の負担軽減に向けて取り組む方々の業務の一助となることを期待しております。

平成 30 年 3 月

厚生労働省 老健局

< 目 次 >

I 高齢者虐待防止の基本

1 高齢者虐待とは	2
1. 1 高齢者虐待防止法	2
1. 2 「高齢者虐待」の捉え方	2
2 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等	10
2. 1 国及び地方公共団体の責務	10
2. 2 国の役割	11
2. 3 都道府県の役割	11
2. 4 市町村の役割	12
2. 5 国民の責務	16
2. 6 保健・医療・福祉関係者の責務	16
2. 7 養介護施設の設置者、養介護事業者の責務	16
3 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点	18
3. 1 基本的な視点	18
3. 2 留意事項	20

II 養護者による虐待への対応（市町村における業務）

1 組織体制	23
1. 1 組織体制	23
1. 2 事務の委託	24
2 高齢者虐待の未然防止・早期発見	25
2. 1 高齢者虐待の未然防止の取組	25
2. 2 高齢者虐待の早期発見のための取組	27
3 養護者による高齢者虐待対応	32
4 初動期段階	35
4. 1 相談・通報・届出への対応	35
4. 2 事実確認	40
4. 3 虐待の有無の判断、緊急性の判断、対応方針の決定	49
4. 4 行政権限の行使等	52
4. 5 初動期段階の評価会議	68

5	対応段階	69
5. 1	情報収集と虐待発生要因・課題の整理	69
5. 2	対応段階の評価会議	70
6	終結段階	71
7	養護者（家族等）への支援	72
7. 1	養護者（家族等）支援の意義	72
7. 2	養護者支援のためのショートステイ居室の確保	73
8	財産上の不当取引による被害の防止	75

Ⅲ 養介護施設従事者等による虐待への対応

1	定義・概略	77
2	市町村による相談・通報・届出への対応	81
2. 1	通報等の対象	81
2. 2	通報等を受けた際の留意点	81
2. 3	高齢者の居所と家族等の住所地が異なる場合	81
2. 4	相談・通報等受理後の対応	82
2. 5	通報者の保護	82
2. 6	通報等による不利益取扱いの禁止	82
3	事実の確認・都道府県への報告	84
3. 1	市町村による事実の確認	84
3. 2	市町村から都道府県への報告	88
3. 3	都道府県による事実の確認	91
4	老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使	91
5	養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表	95
6	身体拘束に対する考え方	96
7	養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止	98
	【引用文献・参考文献】	100